

## 適切な意思決定支援に関する指針

### 1. 基本方針

古畑病院は、患者さんとそのご家族、医療従事者が協力し、患者さまの意思に基づく医療・ケアを提供します。また、患者さんの人生の最終段階において、適切な説明と対話を通じて、患者さまの意思に基づく医療・ケアを進めます。

### 2. 「人生の最終段階」の定義

人生の最終段階に下記のような状態があります。

- 末期がん：進行が早く、治療の選択肢が限られている状態
- 慢性疾患の急性増悪：慢性的な疾患が突然悪化すること
- 高度な心身機能障害：認知症や老衰など、身体全体の機能が著しく低下している状態
- 誤嚥性肺炎による嚥下困難：誤って食べ物が気管に入ることが頻繁に起こり、正常に食事を摂取できない状態

患者さんがどの状態にいるかは、多専門職種からなる医療・ケアチームが患者さんの具体的な症状と全体的な健康状態を考慮し判定します。

### 3. 人生の最終段階における医療・ケアの在り方

- 医療・ケアチームは、患者さまが自らの意思を表明できるよう支援し、意思決定の変化に柔軟に対応します。
- ご家族も意思決定プロセスに参加し、必要に応じて代理意思決定者として事前に定められることがあります。
- 医療・ケア行為の開始・不開始、変更、中止については、医学的適応、患者さまの意向、QOL、周囲の状況を慎重に検討して決定します。

### 4. 人生の最終段階における医療・ケアの方針決定手続

1. 意思確認が可能な場合：

- 患者さまの状態に基づいた専門的検討後、医療従事者から情報提供と説明を行い、患者さんの意思に基づいて方針を決定します。
- 意思決定が変化する可能性に備え、継続的な対話を行い、診療録に記録します。

## 2. 意思確認が不可能な場合：

- 患者さまの意思が確認できない場合、ご家族や医療・ケアチームが患者さまにとって最善の方針を慎重に検討し、決定します。
- ご家族が不在の場合、またはご家族が意思決定に関与できない場合は、厚生労働省が定める「身寄りがいない人の入院および医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」に基づき、医療・ケアチームが患者さんにとって最善の医療やケアの方針を慎重に検討し、決定します。このプロセスでは、患者の健康状態、病歴、現在の医療ニーズに加え、可能な限り患者の以前の意向や価値観を考慮に入れます。
- 討議の内容や決定事項は、患者の診療記録に詳細に記録されます。

## 参考資料

- 厚生労働省「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」(2018)
- 「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン」(2018)
- 「身寄りがいない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」(2019)

# 【適切な意思決定支援に関する指針】(案)

## 古畑病院における意思決定支援に関する指針

当院は地域密着型中核病院であり、地域包括ケアシステムの中で、地域と繋ぐ役割を持ちます。当院で治療・療養生活を送る患者さまは、様々な意思決定をする必要があります。私たち病院職員は、患者さまおよびご家族や関係者の皆さまの意思を尊重するとともに、適切な意思決定ができるよう当院の指針を以下に定めます。

### I. 基本方針

人生の最終段階を迎えた患者さま・ご家族等と医師をはじめとする医療従事者が、最善の医療・ケアを作り上げていくため、患者さま・ご家族等に対し適切な説明と話し合いを行い、患者さまご本人の意思決定を基本とした医療・ケアを進めます。

### II. 「人生の最終段階」の定義

人生の最終段階の定義は、がんの末期のように予後予測ができる状態、慢性疾患の急性増悪を繰り返し予後不良に陥る場合、心身機能の高度障害（認知症や老衰など）で死を迎える場合、誤嚥性肺炎を繰り返すなど、食事が食べられなくなった状態を含みます。なお、どのような状態が人生の最終段階であるかは患者さまの状態を踏まえて、多専門職種から構成される医療・ケアチームによって判断します。

### III. 人生の最終段階における医療・ケアの在り方

ご本人による意思決定を基本とし、ご家族等も関与しながら、厚生労働省の「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスにおけるガイドライン」を参考に、医療・ケアチームが協力し、人生の最終段階における医療・ケアの方針を決定します。

時間の経過、心身の状態、医学的評価の変更、取り巻く環境の変化などにより、ご本人の意思は変化することがあります。医療・ケアチームは、ご本人が自らの意思をその都度示し、伝えられるよう支援します。

ご本人が自らの意思を伝えられない状態になる可能性もあるので、ご家族等の信頼できる方も含めた、ご本人との話し合いを繰り返し行います。また、この話し合いに先立ち、ご本人には特定のご家族等を自らの意思を推定する者（代理意思決定者）として前もって決めていただくこともあります。

人生の最終段階における医療・ケアについて、医療・ケア行為の開始・不開始、内容の変更、中止等は、医療・ケアチームとともに①医学的適応、②ご本人の意向、③ご本人のQOL、④周囲の状況などを慎重に検討し、決定します。

医療・ケアチームにより、可能な限り疼痛やその他の不快な症状を十分に緩和し、ご本人・ご家族等の精神的・社会的な援助も含めた総合的な医療・ケアを行います。

## IV.人生の最終段階における医療・ケアの方針の決定手続

人生の最終段階における医療・ケアの方針決定は次によるものとします。

### (1)ご本人の意思の確認ができる場合

ご本人の状態に応じた専門的な医学的検討を行った上、医師等の医療従事者から適切な情報の提供と説明を行います。方針の決定は、ご本人の意思決定を基本とし、ご家族も関与しながら、厚生労働省の「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスにおけるガイドライン」を参考に、医療・ケアチームが協力し、方針を決定します。

時間の経過、心身の状態、医学的評価の変更、取り巻く環境の変化などにより、ご本人の意思は変化することがあります。医療・ケアチームは、ご本人が自らの意思をその都度示し、伝えられるよう支援します。

ご本人が自らの意思を伝えられない状態になる可能性もあるので、ご家族等の信頼できる方も含めた、ご本人との話し合いを繰り返し行います。また、この話し合いに先立ち、ご本人には特定のご家族等を自らの意思を推定する者（代理意思決定者）として前もって定めていただくこともあります。

このプロセスにおいて話し合った内容は、その都度、診療録に記録することとします。

### (2)ご本人の意思の確認ができない場合

ご本人の意思確認ができない場合には、次のような手順により、医療・ケアチームとともに慎重な判断を行います。

ご家族等がご本人の意思を推定できる場合には、その推定意思を尊重し、ご本人にとっての最善の方針を医療・ケアチームとともに慎重に検討し、決定します。

ご家族等がご本人の意思を推定できない場合には、ご本人にとって何が最善であるかについてご家族等と医療・ケアチームにより十分に話し合い、決定します。また、時間の経過、心身の状態の変化、医学的評価、とりまく環境の変化の変更等に応じて、この話し合いを繰り返し行います。

ご家族等がいない場合及びご家族等が判断を医療・ケアチームに委ねる場合には、厚生労働省の「身寄りがない人の入院及び医療に係る、意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」を参考に、ご本人にとっての最善の方針を医療・ケアチームが慎重に検討し、決定します。

このプロセスにおいて話し合った内容は、その都度、診療録に記録することとします。

## V.参考資料

厚生労働省

人生の最終段階における医療・ケア決定プロセスに関するガイドライン(2018)

認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン(2018)

身寄りがない人の入院および医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン  
(2019)